

一般社団法人日本人間工学会 研究部会規程

制定：平成 22 年 3 月 23 日

改訂：平成 29 年 4 月 28 日

(総則)

第 1 条 定款第 4 3 条第 4 項に基づく研究部会については、本規程による。

(設置)

第 2 条 研究部会の設置は発起人として正会員 5 名以上の連記による申請により、理事会の議を経て決定する。

- 2 申請に際しては、名称、目的、組織、活動計画概要を記した研究部会設立申請書を理事会に提出する。

(研究部会の構成、運営)

第 3 条 研究部会長の責任において必要に応じ、会員以外でも当該研究部会の活動に賛同する個人を適宜参加させることができる。但し、構成員には 20 名以上の学会員が含まれることを原則とする。

(設置期間)

第 4 条 研究部会の設置期間は 5 年以内とする。

(継続)

第 5 条 研究部会会長は、研究部会の継続を必要とする場合には、継続理由を記した継続申請書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(報告と研究成果発表)

第 6 条 研究部会会長は、会の活動報告を年度ごとに理事長に提出しなければならない。

- 2 会の研究成果を会員や社会へ広く知らせるため、年度毎に成果発表（経過報告も含む）を行わなければならない。その形態として、①本学会の全国大会または支部大会での発表、②本学会誌への投稿、③本学会ホームページへの掲載等、があり、採り得る方法については規定しない。

(予算と会計報告)

第 7 条 学会は研究部会に、毎年補助費を交付する。

- 2 研究部会会長は、決算報告を年度ごとに理事長に提出しなければならない。

(改廃)

第 8 条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

(附則)

第 1 条 本規程は平成 29 年 4 月 28 日から施行する。